

# 地域療育事業

在宅の障がい児等の地域における生活を支えるため、発達の遅れなどの早期発見をし、個別相談及びグループ活動と保育園・認定こども園・学校現場への訪問を通じて、トータルに支援します。また専門家による発達検査や進路相談等もできます。

## 対象

0歳から18歳未満のお子さん

## 費用

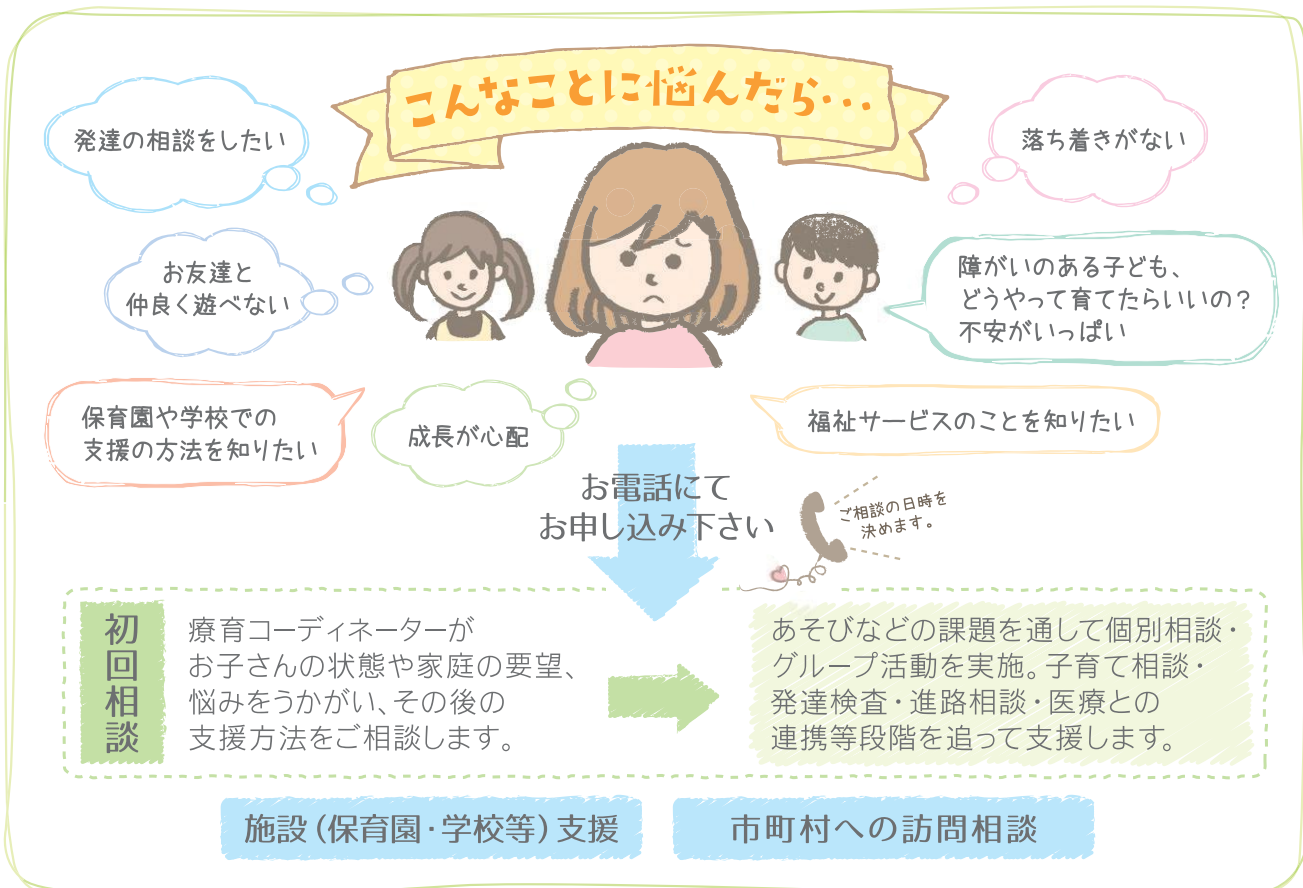
無料

## 利用できる時間

祝祭日をのぞく月曜～金曜  
9時15分から17時まで

## 回数

個別は月1回程度



# 福祉型児童発達支援センター 児童発達支援事業(重症心身障害児の支援) 居宅訪問型児童発達支援事業

児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」「重症心身障害児の児童発達支援事業所」として、家庭から通所する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのあるお子さんを対象に一人ひとりに合わせた発達支援を実施し、家庭と協力して心身の成長発達を援助します。また、「居宅訪問型児童発達支援事業」では、人工呼吸器を装着している等、外出が困難な就学前の子どもさんを対象に保育士等がご自宅を訪問して療育を提供します。

## 対象

各市町村から利用に係る受給者証の交付を受けた就学前の児童

## 定員

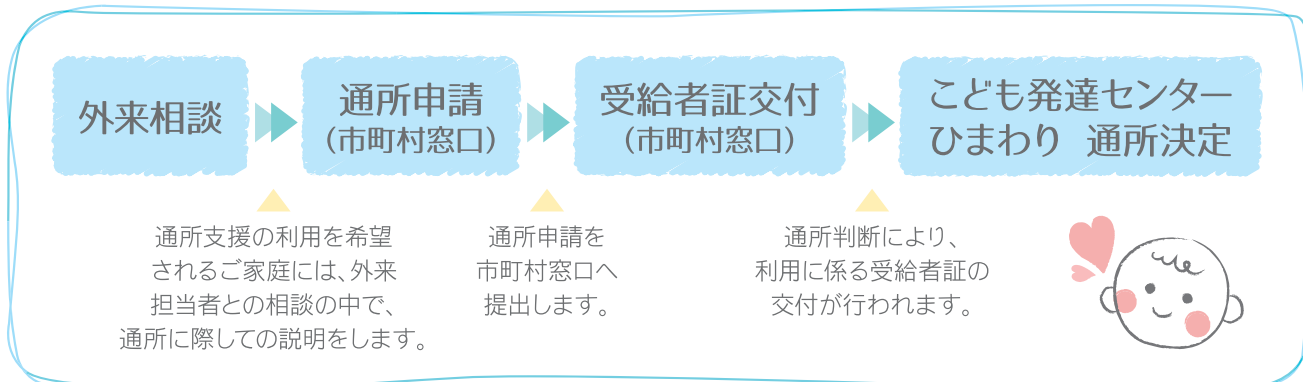
41名  
(内5名重症心身障害児枠)

## 開園日と時間

祝祭日をのぞく月曜～金曜  
9時から15時まで

## 費用

3歳以上の方は利用料無料です。その他は世帯の収入及び資産の状況により利用料を決定します。給食費は実費徴収します。



県より「障害児等療育支援事業」、南信州広域連合より「障害者(児)相談支援事業」を受託しています

「特定相談支援事業所」及び「障害児相談支援事業所」に指定されています